日本 大 震 災 の 被 災 者 · 等 に 係 る 玉 税 関 係 法 律 の 臨 時 特 例 に 関 す る 法 律 案 新 旧 対 照 表

現

行

改正案

東

附則

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

附則

(施行期日)

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲

·二 省 略

次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

- 省 8

号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の びに納税者の権利及び義務に関する法律」 条の改正規定 納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。)及び第二十四 改正規定(同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに 同法第百四十七条の改正規定、同法第百五十三条の前の見出しを削る改正規 正規定並びに附則第三十四条、第三十五条、 を含む。)の改正規定、同法第百三十四条(見出しを含む。)の改正規定 七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第百三十三条(見出し 並びに第百五十六条の三第二 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三 同条から同法第百五十七条までの改正規定並びに同法第百六十二条の改 (同条第五項中 一項及び第三項の規定 「国税通則法」 に改める部分を除く。 第百五十六条の二(第十六条の を「国税に係る共通的な手続並 に限る。

ハ ~ ネ 省 略

1~九 省 略

の次に一号を加える部分に限る。)、同法第四十一条の十九第一項の改正規定十一第二十条中租税特別措置法第三十四条の二第二項の改正規定(同項第十四号

附則

(施行期日)

第一条 同上

一・二同上

三 同 上

イ同上

ハ〜ネ 同 ト

四~九同上

の次に一号を加える部分に限る。)、同法第四十一条の十九第一項の改正規定十一第二十条中租税特別措置法第三十四条の二第二項の改正規定(同項第十四号

規定(第十四節の二に係る部分に限る。)及び同法第九十八条の表の改正規定 係る部分に限る。)の規定 八条(別表第一租税特別措置法 十二条の十第五項」の下に「、 第百三十五条第二項、第百五十六条の二(第十五条第一項の改正規定(「第四 十五条、第百条、第百五条、第百八条第二項、第百二十七条、第百三十一条、 六十八条の十五に係る部分に限る。)、同章第十四節の次に二節を加える改正 える部分に限る。)、同法第六十八条の十四の次に二条を加える改正規定(第 る。)、同法第六十五条の四第一項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加 四十二条の十一に係る部分に限る。)、同法第三章第四節の二を同章第四節と 加える部分を除く。)、同法第四十二条の十の次に二条を加える改正規定(第 (「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を 施行の日 第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。)に限る。)及び第百五十 . 同表の市町村の項に係る部分に限る。) 並びに附則第七十五条第二項、 同章第三節の三の次に二節を加える改正規定(第三節の四に係る部分に限 及び第二十三条第一項の改正規定(「第六十八条の十四第五項」の下に「 総合特別区域法(平成二十三年法律第 第四十二条の十一第五項」を加える部分に限る (昭和三十二年法律第二十六号)の項第二号に 第八

十一·十二 省 略

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改

第二条第二項第三号及び第四号、第五条第三項並びに第七条第六項中「国税通る法律(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。第百五十六条の二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す

則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」

に改める。

に改め、 は 条の十八の二 第八条第二項中 した残額。 当該百分の二十五に相当する金額からこれらの規定により控除する金額を控 の百分の 一第 以下この項において同じ。)」を加え、 一項又は第四十 「第四十一 一十五に相当する金額. 条の十八 条の十八の の三 の 下 に を 第 「第四十一 一項の規定の適用がある場合に 同条第三項中 (租税特別措置法第四十 条の十八の二第一 「特定寄附金 項

第十五条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の額」を「特定寄附金等の金額」に改める。

(「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を(第二十二年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。)の規定 総合特別区域法年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。)の規定 総合特別区域法年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。)、同法第六十五条の四第一項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第六十五条の四第一項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第三節の四に係る部分に限る。)及び同法第九十八条の表の改正規定(同表の市町村の項に係る部分に限る。)及び同法第二十七条、第百三十一条、第百三十五条第二項及び第百五十八条の十四の次に二条を加える改正規定(第一五条、第百条、第百五条、第百八条第二項、第八十五条、第百条、第百五条、第百八条第二項、第八十五条、第百十十五条第二項及び第百五十八条の十四の次に二条を加える改正規定(第三十五条第二項及び第百五十八条の十四の次に二条を加える改正規定(第一五条、第百条、第百五十八条(別表第一租税特別措置法(昭和三十二条、第三十五条第二項及び第百五十八条(別表第一租税特別措置法(昭和三十二条法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。)の規定 総合特別区域法 (平成二十三年法律第一十九条の三第一項本文」を

十一・十二 同 上

する法律」に改める。
中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加え、同条第五項権利及び義務に関する法律」に改め、「、第四十二条の七第七項」を削り、「第

規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求 更正等の日の翌日以後一月を経過した日 ある場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決で に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」 の に 第十七条中 の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)とする。 第十六条第二項中「更正が」を 下に 「更正に」を「更正等に」に改め、 (同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあっては、 「国税通則法」を 「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及 「同法第百三十三条第 (当該更正等が同法第二十三条第一項の 同条第四項中 一項に規定する更正等が 「国税通則法」)」を加える。 に改め、 を 同項の 「 翌 日 国税

の権利及び義務に関する法律」に改め、「、第六十八条の十二第七項」を削り、第二十三条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者び義務に関する法律」に改める。

「第六十八条の十四第五項」の下に「、

第六十八条の十五第五項」を加え、

同条

第二十四条第二項中「更正が」を「同法第百三十三条第一項に規定する更正等務に関する法律」に改める。第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義

が」に、 求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決 税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」 である場合には、 の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請 の更正等の日の翌日以後一月を経過した日 目」の下に「 日 の翌日以後 一十五条中 「更正に」を「更正等に」 (同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあっては、 国税通則法」を 月を経過した日とのいずれか早い日) その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等 「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利 に改め、 (当該更正等が同法第二十三条第一項 同条第五項中 とする。 「国税通則法」 に改め、 を加える。 を 同項 玉 쪼

」を加え、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税第三十四条第一項中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の四第一項又は

及び義務に関する法律」

に改める。

者の権利及び義務に関する法律」に改める。

の権利及び義務に関する法律」に改める。第三十六条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者

加え、同条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。日までの間にあっては、同年一月一日において六十歳未満の者からの贈与)」を第三十八条第一項中「贈与」の下に「(平成二十三年一月一日から同年三月十

税者の権利及び義務に関する法律」に改める。第二条及び第三条第二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納第四十二条第一項及び第四項、第四十三条並びに第四十五条第三項並びに附則

正に伴う経過措置)(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改

八条の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用する。 関係法律の臨時特例に関する法律(次項において「新震災特例法」という。)第第百五十六条の三 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税

- 3 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした前条の規定による マは、なお従前の例による。 マは、なお従前の例による。 では、なお従前の例による。 では、なお従前の例による。 では、なお従前の例による。 では、なお従前の例による。 では、なお従前の例による。 では、なお従前の例による。